



発行 新潟県
第 97 号
 平成28年12月13日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1260 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1261 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1262 保安林の指定予定（治山課）
- 1263 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1264 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1265 道路の区域変更（道路管理課）
- 1266 道路の供用開始（道路管理課）
- 1267 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1268 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

正 誤

平成28年12月 2 日付け県報第94号告示第1231号中（農地整備課）

告 示

◎新潟県告示第1260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
さくらメディカル株式会社ねごしの里居宅介護支援事業所	新潟県上越市板倉区曾根田109番地	さくらメディカル株式会社	平成28年10月26日	平成28年11月30日
長岡市社会福祉協議会居宅介護支援ひがしながおか	新潟県長岡市長倉西町458番地1	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会	平成28年10月17日	平成28年11月30日

◎新潟県告示第1261号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
千谷工業団地	小千谷市大字千谷字原付の一部 小千谷市大字千谷字古川縁の一部 小千谷市大字千谷字小嶋の一部 小千谷市大字千谷字新保の一部 小千谷市大字千谷川字大味の一部	平成28年12月5日

◎新潟県告示第1262号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区飯室字笹山 1115 から 1136 まで、字柴田 1137、字大林 1683 から 1689 まで、1691 から 1703 まで、1706

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、十日町市の川西土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年12月13日

新潟県十日町地域振興局長

1 退任

理事 十日町市水口沢1324番地 小野塚 高志

退任年月日 平成28年11月30日

◎新潟県告示第1264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成28年12月5日認可した。

平成28年12月13日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第1265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 道路の種類 県道

2 路線名 下田見附線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市駒込字赤坂 1831 番 1 から 同市駒込字赤坂1805番 1 まで	新	5.2～15.4メートル	516.8メートル
	旧	5.2～15.4メートル	516.8メートル

◎新潟県告示第1266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 路線名 県道 下田見附線

2 供用開始の区間

三条市駒込字赤坂 1831 番 1 から同市駒込字赤坂 1805 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成28年12月13日

◎新潟県告示第1267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
於中山地区	長岡市寺泊田尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田尻(1)地区	長岡市寺泊田尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田尻(2)地区	長岡市寺泊田尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田尻(1)地区	長岡市寺泊田尻	次の図のとおり	土石流
寺泊岩方(1)地区	長岡市寺泊岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺泊岩方(2)地区	長岡市寺泊岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺泊岩方(3)地区	長岡市寺泊岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺泊岩方(1)地区	長岡市寺泊岩方	次の図のとおり	土石流
寺泊岩方(2)地区	長岡市寺泊岩方	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西二宮－1地区	佐渡市二宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西二宮－2地区	佐渡市二宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二宮(1)地区	佐渡市二宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二宮(2)地区	佐渡市二宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二宮(3)地区	佐渡市二宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二宮(4)地区	佐渡市二宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石田(1)地区	佐渡市石田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石田(2)地区	佐渡市石田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石田(3)地区	佐渡市石田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
窪田(1)地区	佐渡市窪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西窪田－1地区	佐渡市窪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西窪田－2地区	佐渡市窪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(1)地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(2)地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(3)地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(4)地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(5)地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺沢地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	地すべり
西川地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	土石流
西山田地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山田－1地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山田－2地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山田(1)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(2)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(3)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(4)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(5)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(6)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(7)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(8)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(9)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(10)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田地区	佐渡市山田	次の図のとおり	地すべり
島地区	佐渡市泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉地区	佐渡市泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉(1)地区	佐渡市泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉(2)地区	佐渡市泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉(3)地区	佐渡市泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金井新保(1)地区	佐渡市金井新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金井新保(2)地区	佐渡市金井新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大和田地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千種(1)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千種(2)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千種(3)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千種(4)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千種(5)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

千種(6)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千種(7)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千種(8)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白雲沢地区	佐渡市千種	次の図のとおり	土石流
平清水(1)地区	佐渡市平清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩田西沢地区	佐渡市平清水	次の図のとおり	土石流
岩田東沢地区	佐渡市平清水	次の図のとおり	土石流
平清水(1)地区	佐渡市平清水	次の図のとおり	土石流
中興(1)地区	佐渡市中興	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中興(2)地区	佐渡市中興	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川東沢地区	佐渡市安養寺	次の図のとおり	土石流
潟端(1)地区	佐渡市潟端	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
潟端(2)地区	佐渡市潟端	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
潟端(3)地区	佐渡市潟端	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
潟端(4)地区	佐渡市潟端	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
住吉地区	佐渡市住吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長江(1)地区	佐渡市長江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長江(2)地区	佐渡市長江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長江(3)地区	佐渡市長江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長江(4)地区	佐渡市長江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長江(5)地区	佐渡市長江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長江(6)地区	佐渡市長江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長江(7)地区	佐渡市長江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗野江集落センター横急傾斜地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

仙道温泉横急傾斜地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加茂神社東急傾斜地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥三右エ衛門沢急傾斜地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
左エ門四朗沢急傾斜地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久保沢地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
郷の川(1)地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
郷の川(2)地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
栗野木沢地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
城ヶ平腰地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
塚沢西耕地地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
塚沢東耕地地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
大久保地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(1)地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(2)地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(3)地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保沢地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
於中山地区	長岡市寺泊田尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田尻(1)地区	長岡市寺泊田尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

田尻(2)地区	長岡市寺泊田尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺泊岩方(1)地区	長岡市寺泊岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺泊岩方(2)地区	長岡市寺泊岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺泊岩方(3)地区	長岡市寺泊岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西二宮－1地区	佐渡市二宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西二宮－2地区	佐渡市二宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石田(2)地区	佐渡市石田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
窪田(1)地区	佐渡市窪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西窪田－1地区	佐渡市窪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西窪田－2地区	佐渡市窪田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(1)地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(2)地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川地区	佐渡市真光寺	次の図のとおり	土石流
西山田地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山田－2地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(1)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(10)地区	佐渡市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島地区	佐渡市泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉地区	佐渡市泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千種(3)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

千種(4)地区	佐渡市千種	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白雲沢地区	佐渡市千種	次の図のとおり	土石流
平清水(1)地区	佐渡市平清水	次の図のとおり	土石流
潟端(4)地区	佐渡市潟端	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
住吉地区	佐渡市住吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長江(7)地区	佐渡市長江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙道温泉横急傾斜地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥三右エ衛門沢急傾斜地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久保沢地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
郷の川(1)地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
郷の川(2)地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
栗野木沢地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
城ヶ平腰地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
塚沢西耕地地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
塚沢東耕地地区	佐渡市栗野江	次の図のとおり	土石流
大久保(1)地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(2)地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(3)地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保沢地区	佐渡市大久保	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その34）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その34)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年2月28日(火)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成28年12月13日(火)から平成28年12月26日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年1月24日(火) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成28年12月13日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年1月11日(水) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年1月17日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5 (1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1 (1)の調達案件の名称及び3 (1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3 (1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その34）の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その34）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
 ウ その他詳細は、入札説明書による。
 エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則
 その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be hired:
 LAN-System Server Devices
- (2) Time and place of bidding:
 10:00 a.m. January 24, 2017
 Niigata Prefectural Office Building Bidding Room
 4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
 Niigata, JAPAN
- (3) For more information, contact:
 Information Management Division
 Department of General Affairs and Management
 Niigata Prefectural Government
 4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
 Niigata, JAPAN
 〒950-8570

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活支援センター
- 3 代表者の氏名
古川 文雄
- 4 主たる事務所の所在地
阿賀野市中央町二丁目9番30号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、現代社会では忘れがちになった地域住民との協力による葬儀ができるような場を提供することにより、葬儀費用の軽減と地域住民のつながりを大切にしたい別れの場、故人を偲ぶための場の演出を図り、地域の活性化と葬儀に係わる消費者保護及び地域と子供の係わりを大切にしたい町づくり、また失われて行く産業の再生を通じて地域経済が発展し住みよい社会を構築することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
-------	-------

<p>(目的) 第3条 この法人は、本来人間として持つべき基本的な権利を大切に、市民が互いに支え合う格差の無い住みよい地域社会を構築するため、主に葬儀や子供等の支援に関する事業を行い、誰でもが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>公的施設の管理運営に関する事業</u> (6) <u>子供食堂の運営</u> (7) <u>子供学習教室の開催</u> (8) <u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業。</u></p>	<p>(目的) 第3条 この法人は、現代社会では忘れがちになった地域住民との協力による葬儀ができるような場を提供することにより、葬儀費用の軽減と地域住民のつながりを大切に別れの間、故人を偲ぶための場の演出を図り、地域の活性化と葬儀に係わる消費者保護及び地域と子供の係わりを大切に町づくり、また失われて行く産業の再生を通じて地域経済が発展し住みよい社会を構築することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 (略) (1)～(4) (略) (5) 施設の管理運営に関する事業 (追加) (追加) (6) <u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業。</u></p>
---	--

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 にいつフードセンター五泉店
 所在地 五泉市赤海字新開640番1 外
 設置者 株式会社カワマツ
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗の名称
 (変更前) (仮称) にいつフードセンター赤海店
 (変更後) にいつフードセンター五泉店
- 3 変更年月日
 平成28年11月23日
- 4 変更の理由
 店舗の名称を正式に決め、営業を開始したため
- 5 届出年月日
 平成28年12月1日
- 6 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
 (なお、五泉市商工観光課及び村松支所でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
 平成28年12月13日から平成29年4月13日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
 商業・地場産業振興課 商業振興係
 電 話 025-280-5237
 Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年12月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 SUPER CENTER PLANT-4 聖籠店
所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地
設置者 株式会社PLANT ほか1者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者
(変更前) 聖籠地場物産株式会社 代表取締役 駒田 文雄
(変更後) 聖籠地場物産株式会社 代表取締役 西脇 道夫
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社PLANT ほか1者
(変更後) 株式会社セリア ほか3者
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
(変更前) 聖籠地場物産株式会社 代表取締役 駒田 文雄
(変更後) 聖籠地場物産株式会社 代表取締役 西脇 道夫
- 3 変更年月日
 - 2 (1) 平成26年4月1日
 - 2 (2) 平成19年11月22日ほか
 - 2 (3) 平成26年4月1日
- 4 変更の理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者及び小売業を行う者並びに代表者を変更したため
- 5 届出年月日
平成28年12月1日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、聖籠町産業観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成28年12月13日から平成29年4月13日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ウオロク村上店
所在地 村上市仲間町字坂下540番地4 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及び

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更)に関する届出

公告日 平成28年7月29日

3 意見の概要

(1) 村上市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年12月13日から平成29年1月13日まで

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米山 隆一

1 落札件名及び数量

デジタル乳房X線撮影装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成28年11月25日

4 落札者の氏名及び住所

ジェイメディカル株式会社

新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

5 落札価格

37,197,360円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

平成28年10月11日

正 誤

平成28年12月2日付け新潟県告示第1231号(換地処分の届出)中

ページ	行	誤	正
3	37	第96条において準用する同法第54条第3項	第54条第3項